

令 和 6 年 度

坂 財 産 区 特 別 会 計
歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

安 芸 高 田 市 監 査 委 員

写

安高監第89号
令和7年8月25日

安芸高田市長 藤本 悅志 様

安芸高田市監査委員 品川 忠治
安芸高田市監査委員 宮戸 邦夫

坂財産区特別会計歳入歳出決算審査意見について

地方自治法第233条第2項の規定により審査に付された、令和6年度坂財産区特別会計歳入歳出決算及び証書類その他政令で定められた書類の審査を終了したので、次のとおり意見を提出します。

目 次

令和6年度坂財産区特別会計歳入歳出決算審査意見書

第 1	審査の概要	1
1	審査の対象	1
2	審査の期間	1
3	審査の場所	1
4	審査の手続	1
第 2	審査の結果	1
1	決算収支の状況	1
2	予算執行の状況	2
(1)	歳入の状況	2
(2)	歳出の状況	3
3	財産に関する調書	4
(1)	公有財産	4
(2)	基金	4
4	むすび	5

(注)

- 1 文中及び表中の比率(%)は、原則として小数第2位を四捨五入した。したがって、表中の構成比の合計が100.0にならない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は次のとおりである。

「△」: 負数

「-」: 算出不能又は該当なし

「/」: 算出せず

「皆増」「皆減」: 比率の対象数値が「0」のもの

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和6年度坂財産区特別会計歳入歳出決算
- (2) 令和6年度坂財産区特別会計歳入歳出決算に付属する書類

証書類

歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

2 審査の期間

令和7年7月28日から令和7年8月21日まで

3 審査の場所

安芸高田市役所第1庁舎2階 会議室211

4 審査の手続

審査に付された歳入歳出決算書及び歳入歳出決算に付属する書類について、関係法令に準拠して作成されているかを確認し、計数の正確性を検証するとともに、例月現金出納検査の結果等を踏まえ、関係職員の説明を求めるなどにより実施した。

第2 審査の結果

歳入歳出決算書及び歳入歳出決算に付属する書類は、それぞれ関係法令に準拠して適正に作成されており、証書類と照合審査の結果、その計数は正確であることを認めた。

また、予算の執行については、おおむね適正であると認めた。

なお、決算収支の状況、予算執行の状況、財産に関する調書等の審査結果の詳細は以下のとおりである。

1 決算収支の状況

当年度の決算収支の状況は、第1表のとおりである。歳入が前年度比15.3%減の6,163千円、歳出が同16.6%減の3,284千円となっている。形式収支は2,879千円で、翌年度へ繰越すべき財源はなく、実質収支が2,879千円の黒字、さらにこれから前年度の実質収支3,340千円を差し引いた単年度収支は、461千円の赤字となっている。

第1表 決算収支の状況

(単位：千円、%)

区分	6年度	5年度	増減額	増減率
歳入 (A)	6,163	7,276	△ 1,113	△ 15.3
歳出 (B)	3,284	3,936	△ 652	△ 16.6
形式収支 (A) - (B) (C)	2,879	3,340	△ 461	△ 13.8
翌年度へ繰越すべき財源 (D)	0	0	0	—
実質収支 (C) - (D) (E)	2,879	3,340	△ 461	△ 13.8
単年度収支 (E-前年度のE)	△ 461	△ 1,140	679	

2 予算執行の状況

(1) 歳入の状況

当年度の歳入の状況は、第2表のとおりである。収入済額は6,163,046円で、予算現額に対する収入率は、113.1%、調定額に対する収入率は100.0%となっている。不納欠損額及び収入未済額は、生じていない。

第2表 歳入の状況

(単位：円、%)

区分	予算現額 (A)	調定額 (B)	収入済額 (C)	不納 欠損額	収入 未済額	収入率	
						対予算 (C/A)	対調定 (C/B)
1 財産収入	2,794,000	2,823,113	2,823,113	0	0	101.0	100.0
2 寄附金	1,000	0	0	0	0	0.0	—
3 繰入金	1,000	0	0	0	0	0.0	—
4 繰越金	2,652,000	3,339,933	3,339,933	0	0	125.9	100.0
5 諸収入	3,000	0	0	0	0	0.0	—
歳入合計	5,451,000	6,163,046	6,163,046	0	0	113.1	100.0

歳入の比較は、第3表のとおりである。歳入合計は前年度に比べて1,113,171円(15.3%)減少している。主なものは、繰越金1,140,395円(25.5%)の減少である。

歳入の構成比をみると繰越金が54.2%、財産収入が45.8%となっている。

第3表 歳入の比較

(単位：円、%)

区分	6年度		5年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1 財産収入	2,823,113	45.8	2,793,513	38.4	29,600	1.1
2 寄附金	0	0.0	0	0.0	0	—
3 繰入金	0	0.0	0	0.0	0	—
4 繰越金	3,339,933	54.2	4,480,328	61.6	△ 1,140,395	△ 25.5
5 諸収入	0	0.0	2,376	0.0	△ 2,376	△ 100.0
歳入合計	6,163,046	100.0	7,276,217	100.0	△ 1,113,171	△ 15.3

(2) 歳出の状況

当年度の歳出の状況は、第4表のとおりである。支出済額は3,284,421円で、予算現額に対する執行率は60.3%、翌年度繰越額はなく、不用額は2,166,579円となっている。

第4表 歳出の状況

(単位：円、%)

区分	予算現額(A)	支出済額(B)	翌年度繰越額(C)	不用額(A-B-C)	執行率(B/A)
1 議会費	2,235,000	1,433,000	0	802,000	64.1
2 総務費	2,441,000	1,810,322	0	630,678	74.2
3 農林水産業費	53,000	41,099	0	11,901	77.5
4 諸支出金	2,000	0	0	2,000	0.0
5 予備費	720,000	0	0	720,000	0.0
歳出合計	5,451,000	3,284,421	0	2,166,579	60.3

歳出の比較は、第5表のとおりである。歳出合計は前年度に比べて651,863円(16.6%)減少している。主なものは、総務費650,808円(26.4%)の減少である。

歳出の構成比は、総務費が55.1%、次いで議会費が43.6%等となっている。

第5表 歳出の比較

(単位：円、%)

区分	6年度		5年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
1 議会費	1,433,000	43.6	1,433,000	36.4	0	0.0
2 総務費	1,810,322	55.1	2,461,130	62.5	△ 650,808	△ 26.4
3 農林水産業費	41,099	1.3	42,154	1.1	△ 1,055	△ 2.5
4 諸支出金	0	0.0	0	0.0	0	—
5 予備費	0	0.0	0	0.0	0	—
歳出合計	3,284,421	100.0	3,936,284	100.0	△ 651,863	△ 16.6

3 財産に関する調書

財産の当年度における異動及び当年度末現在高の状況は、第6表のとおりである。

(1) 公有財産（行政財産）

ア 土地・建物

当年度中の増減はなく、土地・建物はない。

イ 山林

当年度中の増減はなく、当年度末の現在高は 4,241,465.99 m²となっている。

ウ 有価証券

当年度中の増減はなく、有価証券はない。

エ 出資による権利

当年度中の増減はなく、当年度末の現在高は安芸北森林組合の1件で100千円となっている。

(2) 基金

当年度中財政調整基金が 1,355 千円増加して、当年度末の現在高は 69,560 千円となっている。

第6表 財産の増減状況

区分		単位	5年度末現在高	6年度中増減高	6年度末現在高
公有財産	土地（山林を除く）	m ²	0.00	0.00	0.00
	建 物	m ²	0.00	0.00	0.00
	山 林	m ²	4, 241, 465. 99	0.00	4, 241, 465. 99
	有 価 証 券	千円	0	0	0
	出資による権利	千円	100	0	100
基 金		千円	68, 205	1, 355	69, 560

4 むすび

財産区とは、市町村合併の推進のため、旧町村が有していた山林原野等の財産を所有する権限を与えられた特別地方公共団体である。

したがって、その財産の管理処分については、その住民の福祉を増進するなど、地方自治法第 296 条の 5 に規定する財産区運営の基本原則に今後とも十分配慮するとともに、引き続き適切な管理運営に努める必要がある。

戦後の復興のためにとられた拡大造林政策は、木材輸入の自由化とともに林業経営の悪化を招き、現在では林業全体に膨大な人工林と負債を残している。しかし、伐採と育成を繰り返す林業運営は、外材に頼らない国産材の活用推進には欠かせないシステムである。

当財産区においては、管理経費の節減に努めながら山林の保護、維持整備に努力されており、財務面においても正確かつ堅実な運営を行っている。今後も環境保全のため、森林という財産の育成に努めていただくことを期待するものである。